## ゲートボール広場減免取扱要領

(目的)

1 この要領は、固定資産税都市計画税減免取扱要綱(以下「要綱」という。)別表1の第51条第1項第2号欄の11(老人福祉施設)の 適用を受けるゲートボール広場に係る固定資産税および都市計画税の 減免の具体的な取扱いを定めるものとする。

(減免の対象となる固定資産の要件)

- 2 対象となる固定資産は、次に掲げるすべての要件を満たさなくてはならない。
  - (1) 土地等の形状がゲートボール広場としての利用に適するよう整地等がなされていること
  - (2) ゲートボール広場の設置者(以下「設置者」という。) に土地所 有者が無料で土地を使用させること
  - (3) 設置者により、ゲートボール広場の自主的管理、運営がなされていること
  - (4) 面積がおおむね300㎡以上であること (減免の上限)
- 3 面積が800㎡を超える土地の場合は,800㎡を減免の上限とする。

(減免申請書の添付書類)

- 4 減免申請書の添付書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 利用状況を記した書類
  - (2) 土地の図面
  - (3) 確約書

附則

この要領は、昭和63年4月1日から施行し、昭和63年度分の固定 資産税および都市計画税の減免から適用する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

函館市長あて

住所

氏名

私儀,所有する下記表示土地をゲートボール広場としてに, 年 月 日から 年 月 日まで,無償で提供することを確約いたします。

記

н							
土地の表示	所在地番		函館市	町	丁目	番	
	地	目					
	地	積			m²		
使用者	住	所					
	氏	名			所有者の関係		